

の増員要望が出されております。この要望の一部の計画を実現する形で、昭和四十九年度当初予算においても、それまで防災係の職員数加五名だったのが一名増員され、一般職員給として六名分の五百五十二万二千円が計上されておりました。私はこれを見て、職員配置については一定の前進をみたと思っておりますが、六月の段階においても職員の増員が行われておりません。いかなる理由で配置がおくられているのか。またいつまでに配置をするのか答弁をお願いいたします。

第二は公害対策の活動についてですが、昨年十二月に発行された福生市行財政実態調査報告書の住民調査結果においても、不満は環境条件の問題として騒音、振動等、また不快な施設として基地や騒音を出す工場、工事場等いろいろ重要なデーターが報告されています。またこれから光化学スモッグのシーズンになりますし、また福生市を流れる多摩川が死んでしまっているともいわれます。いろいろ対策を立てなければならぬ問題がたくさんありますが、このような状況の中で、当市の公害対策として何を重点にした施策を進めているのか。かつまたどのような措置をとっているのかお聞きしたいと思います。



以上簡単であります。私の一般質問についていずれも市長よりご答弁をお願いいたします。

○議長（塩野鉄之助君） 午後三時まで休憩いたします。

午後二時四十八分 休憩

午後三時 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 松山議員さんのご質問にご答弁申しあげます。

ご指摘のように福生署管内におきましては非常に交通事故が多いのでございます。死亡者が警視庁のトップであるということもご指摘のとおりでございます。われわれといたしましてもたいへん残念なことで存じているわけでございます。昨年一月から五月までの統計を調べますと松山議員さんのご指摘のとおりでございます。非常に多くて残念なのでございますが、福生署管内ではふえておりますけれども、福生市におきましては死七事故は零でございますし、また重傷も昨年より七名の減

重訂正

重訂正

軽傷も十一名の減であり、幾分減つてゐるということでございます。これは非常に重要な問題でございますので、私どもも決してなおざりにせず、一生懸命やらなければならぬ問題でございますので、いろいろな方々、特に町内会長さんには格別のお骨折りをいただいているわけでございます。春の交通安全運動も四月五日から十日でございますけれども、実は十日で打ち切らず、福生市の交通安全対策協議会、あるいは交通安全推進協議会等の方々の非常な協力をいただき三十一日まで延ばし、また市でもポスターや立看板等も立てたわけでございます。また一部議員さん方からご注意もいただいたわけでございますけれども、市独自で交通安全をテープに吹き込みまして流して歩いております。これは警視庁の要請を受けずとも自発的に行つてゐる次第でございます。また今年も交通対策といしまして防護柵、反射鏡、照明灯、段差の改良あるいは道路標識とかというものを、ご議決をいただきました一千五百五十万円の予算をもちまして、なるべく早く執行してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、非常に重要なことでございますが、市民の方々のご注意も大事なことでございますので、できるだけ今後とも広報

車を使いまして、市独自でも交通安全を続けてまいりたいと思つております。

次に公害の関係でございますが、機構のあり方でございます。確かに公害係でなく防災係の中にあることは体裁が非常に悪いわけでございますが、市としては消防と公害が同じ係の中にありますと融通して使えます。どうしても係が別でございますとお互いに助け合いをしてくれますけれども同じ係のようにはいりません。同じ係に消防と公害を置きましたほうが融通性もありますので、職員数が少なくても仕事に合うこともあり、このようになってゐるわけでございます。現在のところ他市が行つてゐるような仕事は十分にこなしてゐるわけでございますが、他市より公害に對して遜色がないとは考えておりません。しかしながら今後また、何と申しましょうか、自然保護等の関係を積極的に進めている次第でございますので、自然保護の関係も折り込んでいきますと、都市計画課の関係もございしますけれども、やはり将来は独立すべきものであるうと思つております。しかしなるべく職員は融通性をもつて働いていくようにしなければならぬわけでございまして、その兼ね合いもございしますから、もし実

施をいたしましても来年早々になるのではないかと考えているわけでございます。ただいまのところ大気であるとか、水質であるとか、騒音等に主力を注いでいるわけでございますけれども、やはり今後とも重点的に大気汚染、水質、自動車等に力を入れていかなければならないだろうと考えております。現在も他市並みに行っておりますけれども、なお一そう力を入れていきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、非常に重要なことであるということだけは十分に認識しておりますし、今後この係を充実していく方向に向かっていくことは間違いないことでございます。ただじきというわけにはまいらないだろうと考えております。

機構につきましてはそのようなわけでございます。

いま一度申しあげますと、融通性がききますのでわずかな職員でも仕事が十分にできるということでございます。

今後は自然保護等の関係も仕事に含めなければならぬと思ひますので、積極的に考えていく必要があるだろうと思ひております。職員につきましてはじきにというわけにはまいりませんが

次の職員の増員あたりをめぐりにしていかざるを得ないだろうと考えます。

くといふようにございますが、本年の重要な仕事と申しましたが、大気汚

染あるいは水質、自動車等でございます。

ちなみに申しあげますが、た

だいまのところすべてのものが基準以下でございますので、測定面だけに人員が必要でして、規制面の人員は現在のところはなくてもよろしいという状況でございます。

きわめて簡単でございますけれども答弁とさせていただきます。

○十番（松山 清君） 交通安全対策についてはこれからいろいろな対策を練り、十分に力を入れていただきたいということを要望いたしまして了解いたします。

次に公害の関係で一つ漏れたわけですが、現在職員は五名と思ひますが、その配置の関係について答弁がされていないと思ひますか。

○市長（石川常太郎君） 熊川の武蔵野地区にごみ穴を掘らせていただきまして、そちらに一名常駐させております。それを入れて六名でございますけれども、穴へ出向させておりますので現在のところ五名になっていく次第でございます。

○十番（松山 清君） 職員組合からの要望、また現実的な要望として

は防災係についてはそのような現場への出向の形ではないと思います。
やはり庁舎内においての事務、その他のいろいろ技術的な面も向上させて
いかなければならないということから出てきたものではないかと思うわけで
あります。　　いつてみればこの件はむしろ環境衛生係の仕事になっていく
ものと思います。　　やはり係を充実していくことでありますれば、出
向という形ではなく、　　ちゃんと庁舎内において職員の配置をすべきでは
ないかと考えるわけですので、その点についてお答えをいただきたいと思ひ
ます。

それから独立の問題ですが、　　かなり前向きのご答弁であつたと思ひま
すが、　　できるだけ早い時期に独立の要望を満たしていただきたいと思
います。

○助役（篠崎俊夫君）　　職員の配置は課にいたすものでございすが、　　結局
公害係として予算上は公害費に一名増員分の人件費を盛り込んだの
でございすが、　　結果的には環境衛生係が人手不足ということで、先
ほど市長が申しあげましたように、　　武蔵野地区の不燃物処理場へ一
名もっていったこと、　　予算は六名であるが五名しかいないわけでご

ざいます。

ご指摘の二点については、　　職員はなるべく少ない人員でやっていきたい
という基本方針はもっているわけですが、　　来年の職員の採用のときに考
慮したいと思ひます。

○十番（松山　清君）　　いまも充実していく方向ということで答弁されているわけ
ですけれども、　　現時点ではそうならないわけですね。　　むしろ課内の
問題ではないと思ひます。　　環境衛生係からも職員組合の要望によりま
すと、三人程度の人員要求が出されていることは当然のご存じだと思ひます。
そうであるとなると、　　充実していく方向というのが実際には五名でやっている。
これは市としてはもちろん、　　環境衛生係についても必要な人員であり
ますからもちろんなければならぬ。　　それと公害においてもせつかく六
名のわくを作つたのですから、一日も早く充実される必要があると思ひま
す。　　そういう点で今年度のいつ頃の時点、五名か六名になるのかお聞き
したいと思ひます。

○助役（篠崎俊夫君）　　今年は現在の人員でしのいでまいりたいと考えており
ますので、　　来年の四月頃から相なると思ひます。

○十番（松山 清君）

そうすると、やはり充実する方向とおっしゃいました。現実的にはただいまの答弁と実際とは違うわけですね。この点実際と答弁と合わせていただきたという点のものを要望して質問を終らせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（塩野鉄之助君）

日程第四議案第四十四号福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長兼庶務課長 高水 求君登壇）

○秘書職員課長兼庶務課長（高水 求君）

ご指名がありましたので議案第四十四号について提案理由の説明を申しあげます。

本案の提案理由の説明にも記載のとおり、結婚休暇の一部改正と今回新たに出産介護休暇を制定する次第でございます。

第十条第一項第八号中、従来「五日」であった結婚休暇を「七日」に改

福生市議会

議四十八

めまして、さらに第九号に配偶者が出産した場合の出産介護休暇とし

て、出産日を中心に前後二週間を通じ二日以内で与えるということで、こ

れはおおむね東京都に準じて今回改正しようとするものでございます。

よろしく慎重ご審議いただきます。ご決定くださるようお願いいた

します。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

以上で質疑を終わります。

○六番（中曽根 実君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第四十四号については総務委員

会に付託し審査せしめられんことを望みます。

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。

ただいま中曽根 実君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめら

一般質問 大野議員

高波議員

松山議員

議四十四

議四十八

議四十九

議五十

議五十一

議五十二

議五十三

議五十四

議五十五

議五十六

議五十七

れたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よって議案第四十四号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第五議案第四十五号福生市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君) ご指名によりまして議案第四十五号福生市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在の印鑑登録及び印鑑証明書の交付申請につきましては、代理人がする場合に委任状を証しているわけですが、このほど自治省で印鑑登録事務の合理化のために、本年四月に全国的に統一をはかるため印鑑登録事務処理要領というものを都道府県知事に通達したわけ

福生市議会

でございます。この要領の中で用いておりますのが委任の旨を証する書面でございます。これは代理人を選任したというものでございますが、これを採用しても本人の意思が明示されている以上、あえて差しつかえないとの自治省あるいは都の指導でございますので、これに基づきまして住民の利便、あるいは手続きの簡便化等をはかりたい関係で改正しようとするものでございます。

内容でございますが、第三条は印鑑登録の関係でございます。第十五条は印鑑証明の交付申請関係の規定でございます。これを第三条及び第十五条の中にあります「委任状」を「委任の旨を証する書面」に改めようとするものでございます。

この委任の旨を証する書面には、代理人の選任届あるいは代理権受与通知書等がございますが、これらをいずれも代理人が表示した場合には、責任を本人が持つように民法の規定で保証されておりますので、効力については同じであるとの見解をとっております。

附則では施行の日は七月一日からとするものでございます。

なお、参考までに、印鑑登録関係の件数でございますが、年間約三万件の件数でございます。そのうち代理申請が約三分の一の一万件程度で

ございます。なお施行日につきましては、二十三区あるいは市町村のほとんどが七月一日から施行を予定しているようでございます。内容につきましても東京都と全部同じでございます。

はなはだ簡単でございますが、よろしくご審議いただきましてご可決賜わりますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま中曽根 実君から

所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十五

号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第六議案第四十六号福生市水道給水条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（水道課長井上久男君登壇）

○水道課長（井上久男君） ご指名によりまして議案第四十六号福生市水道

給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容のご説

明を申しあげます。

都営水道一元化を目前に控え、事務の簡素化と経費の節減をはかるため創設以来実施してきた毎月検針、集金の業務を隔月に改めようとするものでございます。これはすでに一元化した十一市町は隔月で実施しており、また指定している計算センター——これは公営企業電子計

算センターというて、東京都の水道局関係の計算をしている計算センターでございまして、立川に分室がありそこに事務を委託しておりますが、当市も一元化した月から委託する関係で、水道料金の算定と徴収方法の変更を生じ、また計算事務に支障が出ることを考慮し、ここで条例の一部改正を提案した次第でございします。

それでは条文についてご説明いたします。

第二十三条は料金の算定条項でございします。現行の毎月計量を隔月計量に改め、その計算方法を明記したものであります。その方法は二カ月分の水量を一カ月単位で計算し、二カ月分をまとめて一回で算出しようとするものでございします。それからただし書きについては引越しあるいは閉栓等があった場合の定例日以外に計量することをさしております。次の第二十七条は料金の徴収方法の条項でございします。第一項では隔月集金の方法とし、第二項では口座振替で納入通知書により窓口に払い込む方法によることを明記したものでございします。附則は本年九月一日から実施しようとするものでございまして、これは市の水道料金体系でいきますと、二カ月分をまとめて払い込むと一回の分が多くなることを考えまして、

一元化の時期から見ても、最低限度の回数に押えるよう日を設定した次第でございします。

なお、この条例は一元化した日から東京都の給水条例の適用を受けるため、本市の水道給水条例は廃止される予定でありますので、あらかじめ申し添えておきます。

以上はなほだ雑ばくな説明でございしますか、慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申しあげまして説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十九番（大野行夫君） この問題は七年ほど前に一度出まして、そのときには二カ月に一度ということは市民の負担が大きいということを取り下げられたかっこうになっていると記憶しておりますが、いまの説明を伺いますと、一元化を前提にしての考え方でありますので、まず一元化の確実な時期と第二十三条の市長がやむを得ない事情があると認めたときの権限はどの程度まで認めるのか。この二点について伺いいたします。

○水道課長（井上久男君） 大野議員さんの質問にお答えいたします。

時期といたしましてはまだ最終的にきまつておりません。現在の個別折衝の中での東京都側の事務段階におきましては、十一月一日あるいは十二月一日のようであり、われわれとしては十二月一日になるのではないかと予想しておりますけれども、最終的な時期につきましては、一元化する市の市長が東京都と最終的に合意ができた時点ということになりますか、大体その合意は八月か九月になると思いますので、そのような時期で最終的にはきまるのではないかと思います。

次に、第二十三条の「市長がやむを得ない……」という条文でございますが、これは普通隔月で二カ月に一回づつ検針するのでございまして、引越しかあるいはその家の事情により閉栓するときは、その検針を二カ月間待たなければならぬということではなく、その場で閉栓したり引越しの検針をするということで、このような条文を明記した次第でございします。

はなはだ簡単でございしますか、以上でございします。

○十九番（大野行夫君）　そうすると、これはそういう単なる関係の事件による事情だけであって、二カ月が一度になるために経済的な問題が起

きたというものはこれにあてはめないわけですね。

○水道課長（井上久男君）　その場合も中にはあるかと思いますが、おそらく私の考え方としては、その分については実を申しますと、九月に実施しまして仮に十一月になったとすると一回分だけなのです。十一月に一元化するとそのようになりますが、十二月になった場合にはこれか九月、十月分が一回と、それから十一月分についての市の水道料金、十二月分の都の水道料金ということになります。東京都の一般会計の場合には現在の市の水道料金より半額以下になる予定でございしますので、それほど極端な負担にはならないのではないかとということで、事務の引き継ぎの関係から最低単位の一回だけということで、施行日をそのようにした次第でございします。

○議長（塩野鉄之助君）　以上で質疑を終ります。

○六番（中曽根実君）　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十六号については厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。

ただいま中曽根 実君

から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられた旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第四十六号

は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）

日程第七議案第四十七号 福生市都市公園条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君）

ご指名をいただきまして、議案第四十七号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

多摩河原土地区画整理事業によりまして設置いたしました三公

福生市議会

園を、今回新たに都市公園といたすために本条例改正案をご提出申し上げた次第でございます。

内容といたしましては、条例列表中にただいま申しあげました三公園、すなわち明神下公園、桜公園、金堀公園を追加設置いたそうとするものでございます。

慎重ご審議をいただきまして、原案とおりご決定くださるようお願いいたしまして、簡単でございますが提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

以上で質疑を終わります。

○六番（中曽根 実君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）